

指定成分等の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第 7 条
及び附属書 B の 5 (a) に基づくものです。 〕

特別の注意を必要とする成分又は物の指定について

下記のとおり、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物（以下「指定成分等」という。）を指定する告示を新たに制定する予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

特別の注意を必要とする成分又は物の指定について

2 対象

- ・ 食用の野菜、根及び塊茎（07.09、07.10、07.12）
- ・ 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性食品（14.04）
- ・ 各種の調製食料品（21.04）

3 趣旨及び目的

2018 年 6 月 13 日に改正法が公布され、健康被害の発生を未然に防止する観点から指定成分等を厚生労働大臣が指定し、指定成分等を含有する食品を取り扱う（製造、輸入、販売等）営業者は、その製品が人の健康に被害を生じさせ又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合は、都道府県等を通じて厚生労働省に報告しなければならないこととされた。このため、指定成分等を以下のとおり指定する。

- ・ コレウス・フォルスコリー (Coleus forskohlii)
- ・ ドオウレン (Greater celandine)
- ・ プエラリア・ミリフィカ (Pueraria mirifica)
- ・ ブラックコホシュ (Black cohosh)

4 施行予定日
令和 2 年 6 月 1 日

5 照会先
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2
TEL 03-5253-1111 内線 2491, 4282
FAX 03-3501-4868

6 意見提出期限
W T O 事務局から配布された後 60 日間